

# 大 法 院

## 第 1 部

### 判 決

事 件	2011 フ 958 拒絶決定(上)
原告、上告人	ザ・〇〇 米合衆国〇〇 代表者 ウィル〇〇 訴訟代理人 法務法人ヤンホン 担当弁護士 チェ・〇〇、ユン・〇〇
被告、被上告人	特許庁長 訴訟遂行者 ジョン・〇〇、チェ・〇〇
原審判決	特許法院 2011. 4. 13 宣告 2010 ホ 9088 判決
判決宣告	2012. 12. 13

### 主 文

上告を棄却する。

上告費用は、原告が負担する。

### 理 由

上告理由を判断する。

1. 商標法第6条第1項第4号は、顕著な地理的名称・その略語、又は地図のみで成された

商標について登録を受けられないと規定している。このような商標は、その顕著性と周知性のため、商標の識別力を認めることができず、ある特定個人にだけ独占使用権を付与しないようにすることにその規定の趣旨がある(大法院 1997. 8. 22 宣告 96 フ 1682 判決等参照)。これに照らしてみれば、商標法第 6 条第 1 項第 4 号の規定は、顕著な地理的名称、その略語、又は地図のみで成された標章にだけ適用されるものではなく、顕著な地理的名称等が識別力ない技術的標章等と結びついている場合、その結合により本来の顕著な地理的名称や技術的意味等から離れ、新しい観念を産んだり新しい識別力を形成したりするものでない限り、地理的名称等と技術的標章等が結びついた標章であるという事情だけで上の法条項の適用が排除されるとはいえない(大法院 2002. 4. 26 宣告 2000 フ 181 判決等参照)。一方、上規定における顕著な地理的名称とは、単純に地理的・地域的名称を意味するものであり、特定商品と地理的名称を関連づけ、その地方の特産物の産地表示としての地理的名称であることを要するものではない。そのため、その地理的名称が顕著であればこれに該当し、指定商品との間に特殊な関係があることが認識される必要はない(大法院 2000. 6. 13 宣告 98 フ 1273 判決等参照)。

2. 上の法理と記録に基づいて検討する。本事件出願商標(出願番号第 00-0000-00000 号)「○○」は、コーヒー豆を図案化した図形が陰影でいくつか描かれた黒色ベースの長方形内部に、湯飲み茶碗を図案化した図形と英文字「○○」(※ジェトロ注:「GEORGIA」であると思われる。)を黄色で上下 2 段に配置して構成した標章である。しかし、そのうち、文字の部分「○○」は、アジア北西部の国家であるグルジアの英文名称、又は米国南東部の州の名称として一般需要者に広く知られているため、顕著な地理的名称に該当する(大法院 1986. 2. 25 宣告 85 フ 106 判決参照)。そして、コーヒー豆の図形は、コーヒー豆の形状と形をそのまま表示したことに過ぎず、湯飲み茶碗図形は、多少図案化されているが、湯飲み茶碗形状の基本的な形態を維持しており、一般需要者がこれを本事件出願商標の指

定商品中コーヒー豆とその飲用の用途に使われる湯飲み茶碗の形状であることを直感できるため、これら図形の部分は、コーヒーと関連して判断した場合、識別力がない。そうであれば、上記の文字部分と図形の部分の結合により、本事件出願商標が本来の顕著な地理的名称や技術的意味から離れ、新たな観念を産んだり、新しい識別力を形成するものではないため、本事件出願商標は、全体的に見て、一般需要者の間に、主に顕著な地理的名称である「〇〇」として認識されるとみられ、商標法第6条第1項第4号が規定する顕著な地理的名称のみでなされた標章に該当するといえる。

一方、商標の登録適格性の有無は、指定商品との関係で個別的に判断されなければならないが、他商標の登録例は、特定商標を登録しなければならない根拠とはならない(大法院 2006. 5. 12 宣告 2005 フ 353 判決等参照)。さらに、出願商標の登録可否は、韓国商標法により、その指定商品と関連して独立的に判断すべき事項であって、法制や言語習慣が異なる外国の登録例に影響されるものでもない(大法院 2003. 5. 16 宣告 2002 フ 1768 判決等参照)。よって、コーヒー等の指定商品に湯飲み茶碗形状の図形と結びついた標章が国内に多数登録されていたり、日本で本事件出願商標が登録されたという点だけでは、本事件出願商標がコーヒー等との関係で識別力が認められるべきだとみなすことはできない。

これと同趣旨の原審判断は正当であり、そこに、上告理由で主張するような商標法第6条第1項第4号に関する法理誤解等の違法はない。また、商標登録出願が商標法第6条第1項第3号、第4号、第7号の規定により登録することができないという拒絶理由は、選択的な関係にあるため、本事件出願商標に商標法第6条第1項第4号の拒絶理由があるという原審の判断が正当である以上、残りの拒絶理由に関する上告理由の主張については、判断するまでもないため、その判断を省略する。

3. したがって、上告を棄却し、上告費用は、敗訴者が負担するようにし、関与大法官の一致した意見で主文どおりに判決する。

裁判長最高裁判事 キム・チャンソク

最高裁判事 ヤン・チャンス

主心最高裁判事 パク・ビョンデ

最高裁判事故英韓 コ・ヨンハン